

日本は世界有数の地震国であり、しかも近年大地震が連続して発生している。日本列島は現在、地震活性期に入っているという地震学者のたちの見解には、説得力がある。首都圏直下型の大地震や東海・東南海・南海連動大地震が起こると、日本は大打撃を受ける可能性が大きい。これらの地域では、震度7の地震や記録的な大津波の発生も危惧される。近未来には日本列島のいたるところが大地震にみまわれる可能性がある。日本列島における原発は活断層の上か、その近くにあるものが多く、福島第一原子力発電所に類似した原発の破壊、メルトダウンが生じ、おびただしい放射能が放出されるという悪夢のような事態が再来することも杞憂ではない。

本書は、大災害に関連して生じる犯罪問題について、検討するものである。大災害に関連する犯罪問題は、人命救助や生活の再建、復旧・復興といった課題に比べれば、副次的な問題ではある。しかし、震災の被害に加えて、犯罪の被害を受けることは、ダブルパンチである。犯罪は、時には災害以上の被害を生じかねない。平常時から震災後の犯罪に対する冷静な対応策を考えておくことは、必要であるし、不必要的混乱を回避するうえでも、重要である。

ところで、大災害に関連して生じる犯罪問題については、大まかにいうと、次のような2つのステレオタイプが存在する。

第一のステレオタイプは、社会解体論である。大規模な災害においては、社会的混乱が一挙に高まり、社会解体的状況に陥り、犯罪統制機関である警察等も機能不全となり、犯罪が爆発的に増加するというものである。たしかに、アメリカのニュー・オーリンズを襲ったハリケーン・カトリーナやハイチ大地震などでは、略奪等が大規模に生じた。日本でも、関東大震災直後の朝鮮人の大量虐殺や労働運動・社会主義運動の指導者に対するテロが横行した。阪神・淡路大震災までは、第一のステレオタイプが日本人の意識のなかで強かった。阪神・淡路大震災の体験を経て、このような見方は、力を失っている。しかし、

一部の政治家は、このようなステレオタイプに強く支配されている。たとえば、阪神・淡路大震災の後、東京都知事となった石原慎太郎は、自衛隊の観閲式に臨み、「第三国人」の暴動を鎮圧するために、自衛隊の治安出動をさせる必要性を説き、物議をかもした。東日本大震災でも、非常事態宣言等の措置をとれるよう憲法改正を行うべきであるとの意見が改憲論者の間で強くなり、自民党等の改憲案にこれが盛り込まれている。

第二のステレオタイプは、日本人の美德論である。阪神・淡路大震災後も、東日本大震災後も、大規模な略奪・暴動が起らなかった。外国のメディアは、日本人の忍耐強さ、思いやりと助け合いを指摘し、「驚嘆に値する」と報じた。そうした報道が日本に伝えられ、「日本人の美德」や「優秀さ」を示すものとして日本のメディアで紹介され、「再確認」が行われている。しかし、日本人の美德論からは、関東大震災後に生じた深刻な犯罪問題は説明がつかない。

大災害に直面して、人々が結束して助け合うことは、外国でも見られる。人間は、社会的存在であり、大災害に直面して、生き延び、乗り切るために利他主義的な行動をとることは、決して例外的ではない。その際には、被災地の内外で、道徳心の向上が見られるといってよい。したがって、大災害時の忍耐や利他的な行動は、日本人に特有なものとはいえない。しかし、東日本大震災や阪神・淡路大震災の際にも、たしかに一定の犯罪は発生している。小規模ながら、商店からの略奪も生じているし、震災の被害が大きい地域ほど、犯罪不安が強かったことも否定できない。他方で、略奪が横行したと伝えられるニュー・オーリンズでも相当数の利他的な行動が見られた。関東大震災においても同様である。

福島第一原発の事故は、それ自体が刑事責任を問われる可能性がある人災である。放射能被害はきわめて広範囲に及び、かつ長期継続くといいう新たな形態の災害である。原発立地地域などでは、地域社会そのものが根こそぎ奪われた。こうしたなかで、事故に便乗した犯罪が発生し、さらに除染や廃炉作業が安全基準に反した、違法な環境の下で行われる等の問題が生じている。

大災害後の犯罪問題に関するステレオタイプを考えると、大災害後の犯罪の問題について、科学の目で調査、研究することがきわめて重要である。大災害後にどのような条件があれば犯罪が抑制され、どのような条件があれば、犯罪発生が促進されるのか、実証的な研究を積み重ね、理論化していく必要がある。

それによって、理性的で適切な犯罪対策も可能となるであろう。

本書は、2011年の国際犯罪学会第16回世界大会での市民公開シンポジウム「災害と犯罪」を基礎に企画し、出版へとこぎつけた。この国際会議は同年8月5日から9日まで神戸の国際会議場で開催された。このシンポジウムは、2部に分かれて開催された。本書は、2つのシンポジウムを再編成し、第I部を「大災害と犯罪」、第II部を「原発と企業・環境犯罪」としている。第I部は、総論(斉藤)、阪神・淡路大震災(平山、岡本、松原)、ハリケーン・カトリーナ(ベースロック)、東日本大震災(横山、阿部)からなる。第II部は原発問題に特化して、犯罪学(竹村、レヴィ)、柏崎刈羽原発(立石)および浜岡原発(青木)に関して分析が行われている。本書の執筆者は、刑事法学、犯罪社会学、犯罪心理学、地震学の研究者および原発訴訟にかかわってきた弁護士である。本書は、学際的視点がベースとなっており、気鋭の執筆者たちによるパラエティ豊かな論稿が寄せられている。東日本大震災に伴う犯罪問題は、阪神・淡路大震災やその他の大災害後の犯罪問題とは大きく異なっており、解明すべき問題も山積している。今後の研究の進展に期待を寄せたい。

大災害後の犯罪問題に関する研究は、海外ではアメリカを中心に蓄積されており、近年それが加速してきている。これに比して、日本では、この方面的研究は蓄積は手薄である。日本は、世界でも最も頻繁に大地震が発生してきている。「地震大国」日本において、今後この問題に関する研究を積み重ね、内外に発信していくことが重要と思われる。

最後になったが、本書の出版にあたり、法律文化社には大変お世話になった。とりわけ、掛川直之氏のご尽力に深く感謝する次第である。

また上述のシンポジウムの開催にあたっては、村田学術振興財団、野村財団、大阪商業大学の援助をいただき、10数名の個人に寄付をしていただいた。シンポジウムの成功は、これらの支援なしには不可能であった。

なお、諸般の事情から、出版がずれ込み、先に原稿を出していただいた執筆者には、大変ご迷惑をおかけしてしまった。編者として深くお詫び申し上げる。

2013年1月17日

斉藤 豊治